

議案 1 2 3 号 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第 1 2 3 号大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いします。条例の改正概要についてでございます。本年 9 月に滋賀県のパートナーシップ宣誓制度が実施されたことに伴い、県が発行する宣誓書受領証の提示があれば、県営住宅へ親族等として入居できることとなりました。

県制度の導入に伴い、本市営住宅においてもこれまで親族等として認めていなかったパートナーシップを宣誓した者を親族等として入居できるよう入居者資格の追加を行うものでございます。

また、このことに伴い、関連して単身入居要件の一つである DV 被害者の定義の整理及び高額所得者の認定に係る「配偶者」の定義をあわせて改正するものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

資料 4 ページ以降に改正条文の新旧対照表を記載しております。

以上、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてのご説明といたします。